

一般名処方加算に係る掲示について

現在、一部の医薬品について十分な供給が困難な状況が続いています。

当診療所では、特定の医薬品名を指定するのではなく、医薬品の成分を基にした一般名(成分名)を記載する場合があります。

特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方であれば患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら職員までご相談ください。

※一般名処方

医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」をそのまま医薬品名として処方すること。

有効成分が同一である医薬品が複数あれば、患者様に提供しやすくなります。